

常総市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱

平成26年10月 2日市長決裁

改正 平成28年11月14日市長決裁

改正 平成29年11月 8日市長決裁

第1 趣旨

この要綱は、平成27年から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）その他関係法令に基づき実施される子ども・子育て支援新制度に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

- 1 **支給認定** 法第20条第1項及び同条第3項の認定
- 2 **教育標準時間認定** 法第20条第1項の規定による認定であって法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るもの
- 3 **保育標準時間認定** 法第20条第3項の規定による保育必要量の認定のうち、府令第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分により行われるもの
- 4 **保育短時間認定** 法第20条第3項の規定による保育必要量の認定のうち、府令第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分により行われるもの
- 5 **保育必要量** 1月間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量
- 6 **利用者負担額** 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に掲げる政令で定める額を限度として市が定める額
- 7 **支給認定保護者** 支給認定に係る保護者
- 8 **支給認定子ども** 府令で定めるところにより、支給認定に係る小学校就学前子ども
- 9 **2号認定** 法第20条第1項の規定による認定であって法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るもの
- 10 **2号認定子ども** 2号認定を受けた小学校就学前子ども
- 11 **3号認定** 法第20条第1項の規定による認定であって法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るもの
- 12 **3号認定子ども** 3号認定を受けた小学校就学前子ども
- 13 **保育所等** 2号認定子ども又は3号認定子どもが利用する保育所、認定子ども園又は地域型保育事業所

14 **保育の利用** 保育所若しくは認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること

15 **利用調整** 保育所, 認定こども園又は家庭的保育事業等の利用についての調整

第3 支給認定等の手続

1 申請

(1) 申請の窓口等

ア 教育標準時間認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、認定こども園又は幼稚園を経由して支給認定申請書を提出するものとする。ただし、年度途中で市に転入した等特段の事情がある場合は、こども課又は暮らしの窓口センターに提出するものとする。

イ 保育標準時間認定又は保育短時間認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、こども課又は暮らしの窓口センターに支給認定申請書を提出するものとする。ただし、現に特定教育・保育施設を利用している場合にあっては、当該教育・保育施設を経由して提出することができる。

(2) 必要書類

ア 支給認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(ア) 支給認定申請に係る子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（主たる生計維持者である場合に限る。）の市区町村民税に係る証明書

(イ) 家庭状況調査書

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか市長が利用者負担額の算定に必要と認める書類

イ 保育標準時間認定又は保育短時間認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、支給認定申請書にアに掲げる書類のほか次に掲げる書類を添付しなければならない。

(ア) 児童の健康状況調書

(イ) (ア)に掲げるもののほか市長が支給認定のための調査に必要と認める書類

2 認定及び有効期間

(1) 受付

市は、法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者から、法第20条第1項に規定する申請を受け付けた場合は、支給認定を行うものと

する。

(2) 保育必要量の認定

市は、保育必要量の認定を行う場合は、次のア又はイに掲げる区分にあつては当該ア又はイに定める認定とする。

ア フルタイム就労，妊娠・出産，保護者の疾病・障害，災害復旧，虐待又はDVのおそれ

1月において120時間以上労働することを常態とすること又は府令第1条第2号，第3号，第5号若しくは第8号に掲げる事由に該当すること 保育標準時間認定

イ パートタイム就労，求職活動，育児休業取得時の継続利用

1月において60時間以上120時間未満労働することを常態とすること又は府令第1条第6号若しくは同条第9号に掲げる事由に該当すること 保育短時間認定

(3) 支給認定の有効期間

府令第8条に規定する市町村が定める期間は、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、当該アからカまでに定める期間とする。

ア 2号認定子どもの保護者が府令第1条第6号に掲げる事由に該当する場合 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

(ア) 効力発生日から当該認定子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

(イ) 効力発生日から起算して60日を経過する日が属する月の末日までの期間

イ 2号認定子どもの保護者が府令第1条第9号に掲げる事由に該当する場合

(ア) 効力発生日から育児休業に係る子どもが満1歳となる誕生日の属する月の末日までの期間

(イ) 前記の規定にかかわらず、育児休業に係る子どもが保育所，認定こども園又は家庭的保育事業等を利用できないことにより，引き続き当該育児休業を継続する場合の，施行規則第8条第6号の市町村が定める期間は，支給認定が効力を生じた日から前記アに定める支給認定の有効期間の終了日より1年以内で市長が必要と認める期間とする。

この場合において，育児休業には，育児休業法における育児休業の適用をうけない労働者であつて，1年後に職場復帰する旨の事業所の確約書がある場合も含むものとする。

ウ 2号認定子どもの保護者が府令第1条第10号に掲げる事由に該当する場合 市長が適当と認める期間

エ 3号認定子どもの保護者が府令第1条第6号に掲げる事由に該当する場合 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

(ア) 効力発生日から当該認定こどもが満3歳に達する日の前日までの期間

(イ) 効力発生日から起算して60日を経過する日が属する月の末日までの期間

オ 3号認定子どもの保護者が府令第1条第9号に掲げる事由に該当する場合 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

(ア) 効力発生日から当該認定こどもが満3歳に達する日の前日までの期間

(イ) 効力発生日から育児休業に係る

子どもが満1歳となる誕生日の属する月の末日までの期間

(ウ) 前記の規定にかかわらず、育児休業に係る子どもが保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等を利用できないことにより、引き続き当該育児休業を継続する場合の、施行規則第8条第12号の市町村が定める期間は、支給認定が効力を生じた日から前項に定める支給認定の有効期間の終了日より1年以内で市長が必要と認める期間とする。

この場合において、育児休業には、育児休業法における育児休業の適用をうけない労働者であって、1年後に職場復帰する旨の事業所の確約書がある場合も含むものとする。

カ 3号認定子どもの保護者が府令第1条第10号に掲げる事由に該当する場合 市長が適当と認める期間

3 支給認定の変更の認定の制限 市長は、認定事由が府令第1条第6号に該当する認定保護者から、引き続き当該事由により変更の認定申請書が提出された場合の認定証の交付は、1回を限度として行うものとする。

第3 特定教育・保育施設の利用申込みの手続

1 申込み

(1) 保育の利用の申込みの窓口

支給認定保護者は、保育利用申込書をこども課又は暮らしの窓口センターに提出するものとする。ただし、認定こども園の利用を希望する場合であって、当該認定こども園の所在する市町村が当該施設ごとに申込みを受け付ける旨の決定をした場合は、この限りでない。

(2) 必要書類

第1号の申込書には、利用調整のための審査及び調査に必要な書類を添付しなければならない。ただし、福祉事務局長は、当該書類により証明す

べき事実を支給認定の申請時に添付された書類によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 受付

福祉事務所長は、保育の利用可能な月齢を生後6箇月以降としている保育所等の利用の申込みを受け付けるときは、おおむね生後3箇月を経過している場合に受け付けるものとする。

この場合において、新年度4月および5月入所の申込みに関し生後3箇月を経過していない場合においても、申込みを受け付けるものとする。

3 利用調整

(1) 基準

福祉事務所長は、支給認定保護者から保育の利用の申請を受け付けた場合は、入所調整会議を開催し、常総市保育の利用に関する規則第4条に掲げる別表に基づき利用調整を行うものとする。ただし、他の市町村の区域に所在する保育所、認定こども園又は地域型保育事業所（事業所内保育事業の従業員枠を除く。）の利用の申込みを受け付けた場合は、当該施設を管轄する他の市町村の長又は福祉事務所長に対して利用調整を依頼するものとする。

(2) 結果の通知

イ 福祉事務所長は、他の市町村の長又は福祉事務所長から利用調整の結果の通知を受けた場合は、当該通知に係る支給認定保護者に対して利用調整の結果を通知するものとする。

4 利用調整に係る支給認定子どもの受入れの要請

(1) 福祉事務所長は、利用調整の対象となる認定こども園の設置者又は地域型保育事業の事業者に対して、利用調整に係る支給認定子どもの受入れの要請を行うものとする。

(2) 福祉事務所長は、利用者の受入れの要請を行った認定こども園の設置者又は地域型保育事業の事業者に対して、利用調整に係る支給認定子どもの保育の利用に必要な限度において、保育利用申請書及び添付書類の写し又はその記載内容を記した書類を提供するものとする。

5 保育所長への通知

(1) 福祉事務所長は、利用調整の対象となる保育所長に対して、調整結果を通知し、当該保育所において利用調整に係る支給認定子どもの面接を実施する。

(2) 福祉事務所長は、保育所長に対して、利用調整に係る支給認定子どもの保育の利用に必要な限度において、保育利用申請書及び添付書類の写し又はその記載内容を記した書類を提供するものとする。

6 利用調整結果の取消し

福祉事務所長は、利用調整又は利用調整に係る支給認定子どもの受入れの要請の後、次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、利用調整及び利用調整に係る支給認定子どもの受入れの要請を取消することができる。

- (1) 申込内容に虚偽があった場合
- (2) 子どもの疾病等により、保育所等における保育が極めて困難と認められる場合

7 保育所入所の決定

(1) 決定

福祉事務所長は、第5項第1号の面接の結果に基づき、当該支給認定子どもの保育所の入所について決定した場合は、支給認定保護者及び保育所長に対して決定した旨を通知するものとする。

(2) 利用期間の決定

福祉事務所長は支給認定の有効期間の範囲内で保育の利用についての期間を設定するものとする。

【経過措置】

府令第4条及び本要綱の規定により保育短時間認定を受ける場合において、法及び本要綱の施行前に、1日当たり8時間を超えて保育の利用をしていた等府令第4条及び本要綱の基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、法の施行の日から起算して10年を経過する日まで、保育標準時間に該当する事実があったものとみなして、保育標準時間認定とする。